

あなたの輝くスタートを応援します！

高萩市創生奨学金返還支援 のご案内

本市への定住・移住を促進するため、高校や大学などを卒業後、市内に居住し就職された新規学卒者を対象にした支援事業です。在学中に貸与を受けた奨学金の返還を支援します。

最大
100万円

奨学金返還額

年間上限20万円×5年間を支援！

対象となる奨学金

- ◇日本学生支援機構 第1種奨学金
- ◇日本学生支援機構 第2種奨学金
- ◇茨城県奨学資金
- ◇母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金に限る）など

対象者

- ①補助金の交付を申請する年度の末日まで継続して住民登録し、現に居住している方
- ②高校等程度以上※1の学校を卒業し、在学期間中に対象となる奨学金の貸与を受けた方
- ③就業しており、次のいずれかに該当する方（公務員は除く）
 - ・常時雇用される方 ※2
 - ・個人で農業その他事業を営む方又はその事業専従者 ※3
- ④補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者
- ⑤本市及び従前の居住地において市税等の滞納がない方

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高校等程度の学校をいう。

※2 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。

※3 所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。

補助金の交付額

補助金の交付を申請する年度内に返還した額（年額20万円を限度）

交付期間

最長5年間



補助金交付までの手続きフローチャート

申請者

①申請：提出書類

- 高萩市創生奨学生返還支援補助金
交付申請書(様式第1号)
- 申請者の市税等に滞納がないこと
又は非課税であることの証明書
(申請年の1月1日に市外に住民登録していた方のみ)
- 奨学生貸与機関が発行する奨学生
の貸与を証するもの
- 申請日が属する年度内に返還すべき奨学生の返還金額を証するもの
- 教育機関を卒業したことを証する
もの
- 就業していることを証するもの

年度内の奨学生返還

③請求：提出書類

- 高萩市創生奨学生返還支援補助金
交付請求書(様式第5号)
- 奨学生返還の事実を証するもの
- 就業していることを証するもの

補助金入金

高萩市

②審査

①交付申請

申請者の対象要件の状況を確認
します。

※申請以降、変更や中止を行う
場合は別途手続きが必要です。

交付決定を受けた期間内に、
市外へ転出するなど交付対象
要件を満たさなくなった場合、
補助金の交付およびそれ以降
の申請はできません。

Check!



②決定通知

④審査

③交付請求

交付決定を受けた年度内の市内
居住・就労状況・奨学生の返還
状況を確認します。

交付決定後の繰り上げ返還
などにより増額した金額は、
補助対象となりません。

Check!



補助金は1年ごとに交付。
(5年間毎年交付申請が必
要です。)

Check!



④交付

問合せ

〒318-8511 茨城県高萩市本町1-100-1
高萩市 環境市民協働課 市民協働グループ
TEL : 0293-23-7031
MAIL : kankyou@city.takahagi.lg.jp

